

# 一般社団法人進歩総合研究所

## 定 款

令和3年10月26日作成

令和4年3月28日一部改正

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人進歩総合研究所と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、進歩主義的見地から、国及び地方に政治・政策を提言することにより、公正で継続的な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 政治・政策に関する住民の意識調査と報告書の作成及び政策の提言
2. 国政政党・その他政治団体、国会議員・地方自治体首長・地方議員及びそれらの候補者等への政策立案・文書作成支援
3. 民間企業・団体の政策調査や陳情活動の支援
4. 地域経済調査・分析
5. シンポジウム及び講演会の開催
6. 書籍の出版
7. その他当法人の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社  
の申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の  
主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社  
員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にする  
ものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社すること  
ができる。

2 死亡又は失踪宣告を受けたとき

3 総社員の同意

4 除名

② 社員の除名は、以下の事由があるときに限り、社員総会の決議によっ  
てすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する  
法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定  
めるところによるものとする。

1 本定款その他の規則に違反したとき

2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

3 その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

### 第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。
- ④ 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第16条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- ② 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、5人以内とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第20条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第25条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県市川市真間五丁目1番18号

鈴木眞志

千葉県市川市真間五丁目1番18号

鈴木徳次

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 鈴木眞志

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、本書面が一般社団法人進歩総合研究所の現行定款であることを証するため、代表理事鈴木眞志が、記名押印する。

令和4年3月28日

代表理事 鈴木眞志

